

老朽化した空家の解体をお考えのみなさまへ

下諏訪町老朽危険空家除却補助金

最大
80万円

老朽化が進み、活用、修繕、管理等が困難な空家など、町が行う事前調査で老朽危険空家と判定された空家を解体する場合に、解体にかかる費用の一部を補助し、空家の解消と安心安全なまちづくりを推進します。

※予算の上限があるため、年度の途中で申請受付を終了する場合があります。
事前にお問い合わせください。



◆対象となる空家(以下のすべてに該当する空家)

- ・町内にある1年以上使用されていない一戸建て住宅で、1/2以上が住居として使用されていたもの
- ・昭和56年5月31日以前に工事着工されたもの
- ・個人が所有するもの
- ・町が行う事前調査で老朽危険空家と判定されたもの

◆申請できる方(以下のすべてに該当する方)

- ・空家の所有者又は相続人
- ・空家が共有である場合、共有者(又は他の相続人)全員から解体の同意を得られている方
- ・町税等の滞納がない方

◆補助対象経費

空家の除却に係る費用

※家財道具等残置物の処理や立木、解体する建物に附属していない倉庫等の撤去などに要する費用は補助対象外となります。

◆補助金額

補助対象経費の4/5
(1,000円未満切り捨て)
【上限80万円】

◆事前調査

- ・補助金申請前に町が行う事前調査で補助対象の老朽危険空家であるか判定を行います。(調査の結果、補助金の対象とならない場合があります。)
- ・補助対象の老朽危険空家であると判定された日の翌々年度末までに補助金交付申請を行ってください。(申請期限を過ぎた場合、当該空家への補助金交付はできません。)

◆留意事項

- ・解体工事は必ず交付決定日以降に着手してください。(既に完了した工事、着手した工事、交付決定前に行った契約による工事は、補助の対象となりません。)
- ・解体工事では、敷地内にある全ての建築物、工作物、立木その他土地に定着する全ての物を解体・撤去し、更地にする必要があります。
- ・補助金の交付決定を受けた年度内に工事完了する必要があります。(解体工事完了後、1か月以内又は3月31日のいずれか早い日までに実績報告書の提出が必要です。)

本補助金に関する情報は、こちらのQRコードからもご覧いただけます。→

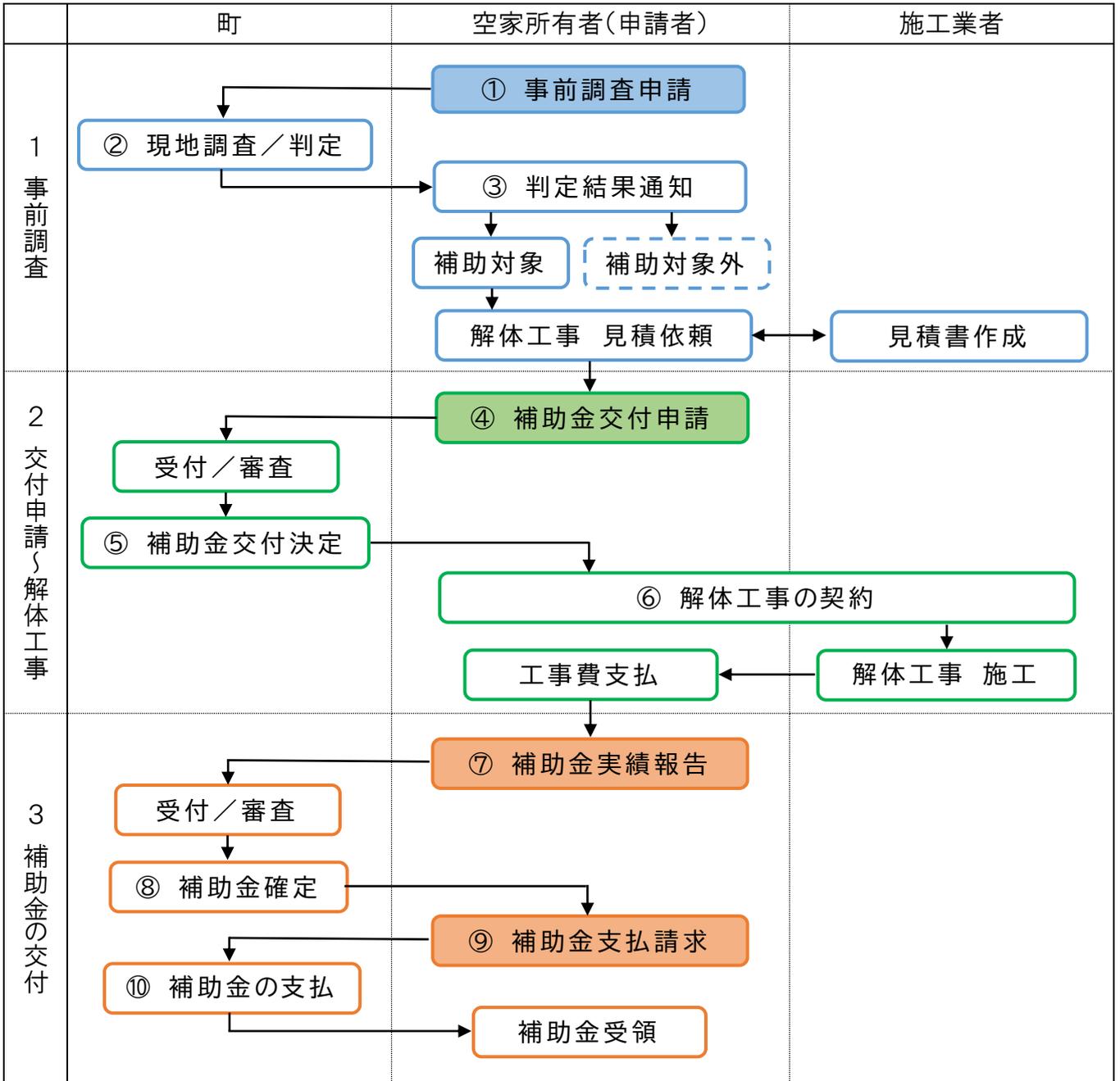
◆問い合わせ・申請先

下諏訪町 建設水道課 都市整備係 TEL:0266-27-1111(内線244)
Mail:tokei@town.shimosuwa.lg.jp



(詳細版)

下諏訪町老朽危険空家除却補助金 手続きフロー



手続	提出書類
① 事前調査申請	<input type="checkbox"/> 下諏訪町老朽危険空家事前調査申請書(様式第1号) <input type="checkbox"/> 空家の位置図(空家の所在地がわかる住宅地図等) <input type="checkbox"/> 空家の現況写真(建物及び敷地全景 各2方向以上)
④ 補助金交付申請	<input type="checkbox"/> 下諏訪町老朽危険空家除却補助金交付申請書(様式第3号) <input type="checkbox"/> 登記事項証明書又は所有者等を確認できる書類 <input type="checkbox"/> 電気、水道又はガスの使用中止日(閉栓日、契約廃止日等)が確認できる書類(写し可) <input type="checkbox"/> 補助対象事業(解体工事)に係る見積書の写し(工事内容の内訳が記載されているもの) <input type="checkbox"/> 納税証明書 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 同意書(必要に応じた関係者全員分)
⑦ 補助金実績報告	<input type="checkbox"/> 下諏訪町老朽危険空家除却補助金実績報告書(様式第8号) <input type="checkbox"/> 解体工事の契約書又は請書等の写し <input type="checkbox"/> 解体工事に係る請求書又は領収書の写し <input type="checkbox"/> 解体工事の着工前及び完了後が確認できる写真
⑨ 補助金支払請求	<input type="checkbox"/> 下諏訪町老朽危険空家除却補助金請求書(様式第10号)